

# たん吸引、ヘルパー解禁

## 年度内 厚労省 病名での制限撤廃

厚生労働省は7日、医師や看護師、家族にしか認められていない在宅の難病患者や高齢者に対するたんの吸引を、ヘルパーもできるようにする方針を固めた。厚労省の研究会が同日容認の考え方を

まとめたのを受け、近く都道府県に通知し、今年度中に実施できるようになると定めた。

たんを自力でのみ込んでしまうため、1時間に1回から数回の吸引が必要。吸引は医療行為とされ、例

外的とする位置づけは変えてきた研究会は同日まとめた報告書で、ヘルパーの吸引について、訪問看護の充実など在宅療養の環境が整うまでの措置として「当面はやむを得ない」と容認した。

認められている。03年に筋萎縮性側索硬化症(ALS)の在宅患者だけを対象にヘルパーの吸引が認められたが、筋ジストロフィーや小児難病などの患者団体から

よ

う求める声が出ていた。医師法などで許される行為の範囲などを検討してきた研究会は同日まとめた報告書で、ヘルパーの吸引について、訪問看護の充実など在宅療養の環境が整うまでの措置として「当面はやむを得ない」と容認した。

病状や障害が安定して、自力でたんを出せず長期間吸引が必要な人が対象。病名は問わない。ヘルパーは医師や看護師からたん吸引の指導を受けるほか、患者の同意が必要になる。吸引範囲は比較的危険性の低い鼻と口の中で、のどを切る方法がある。研究会でも吸引

を開している場合はめ込んだプラスチック製器具までとした。ALS患者の吸引では事故が起きた場合責任問題が生じることなどを恐れてヘルパーの対応が分かれ、見込んだほど普及していないとの指摘もある。研究会でも吸引

（藤西晴子）

を医療行為から外すべきとの意見も出たが、例外的とする位置づけは変えず、課題とされた。

通学している障害児についても看護師の学校常駐などを条件に首・ろう

・養護学校の教員にも認められている。